地域水田農業活性化緊急対策業務方法書

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
平成２０年３月１２日制　　定

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この業務方法書は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う地域水田農業活性化緊急対策実施要綱（平成 20 年２月６日付け 19 総食第 966 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営に関する基本方針）

第２条　県協議会は、主食用米の過剰作付けが年々拡大してきており、その結果として需給が緩和し、米の価格が低下し、地域水田農業の活力を損なっている状況にある中、地域水田農業が今後の需給変動に弾力的に対応できる体制を確立し、平成 20 年産以降の生産調整の確実な実施に資するため、地域水田農業活性化緊急対策（以下「緊急対策」という。）を公正かつ能率的、効率的に運営するものとする。

２　県協議会は、実施要綱、地域水田農業活性化緊急対策交付金交付要綱（平成 20 年２月６日付け 19 総食第 967 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、緊急対策を行う県内の地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年４月１日付け 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知）第４の２の(1)に定める地域水田農業推進協議会。以下「地域協議会」という。）に対し、実施要綱第１の緊急一時金を交付するのに必要な経費を交付するものとする。

第２章　緊急対策の実施

（緊急対策に係る交付金の申請・請求及び支払）

第３条　県協議会の会長（以下「県協議会長」という。）は、実施要綱に基づき緊急対策を推進するに当たっては、各地域協議会における平成２０年産米の生産調整拡大面積等を取りまとめた推進計画を策定するとともに、その推進に必要な経費について、東海農政局長が定める日までに交付申請を行うものとする。

２　県協議会長は、東海農政局長からの交付決定通知により、交付金の額が決定したときは、地域協議会の会長（以下「地域協議会長」という。）へ別紙様式第１号により平成２０年産米の生産調整の実効性確保に向けて、平成２０年産米の生産調整拡大面積等を通知するとともに、平成２０年産米の生産調整の拡大及び意欲的な生産調整の実施に必要な資金を積み立てるのに要する経費について、概算払請求を行うものとする。

３　県協議会長は、地域協議会長から、実施要綱第３の１の（１）及び（２）の契約書を取りまとめた別紙様式第２号による交付金の請求があったときは、その内容を審査し、適正である

と認めた場合には、交付金により造成した資金の範囲内で、速やかに交付金を地域協議会に交付するとともに、別紙様式第３号により地域協議会長へ交付額を通知するものとする。

４　地域協議会長は、前項の交付金の交付があったときには、請求書に記載された交付対象者ごとの交付額を交付するとともに、別紙様式第４号により交付対象者へ交付額を通知するものとする。

（交付金の返納）

第４条　地域協議会長は、実施要綱第３の４の（１）による返還が生じた場合には、速やかに契約が不履行となった理由及び状況を記載した書類を県協議会長に提出し、その指示を受けなければならない。

２　県協議会長は、前項により地域協議会長から提出のあった内容について確認・精査し、速やかに返還された緊急一時金の額に相当する交付金を返納させなければならない。

３　県協議会長は、地域協議会が実施要綱その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、緊急対策に係る交付金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会長に送付しなければならない。

４　前項の交付金の返納を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

５　県協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返納の期日を記載した書面を地域協議会長に送付するものとする。

６　県協議会長は、地域協議会が第３項の返納を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、期日の延長を認めなかった場合にあっては第３項の期日に第４項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに５営業日を加えた日）を経過してもなお返納しない場合には、当該地域協議会への緊急対策に係る交付金の交付を取り消すものとする。また、県協議会長は、東海農政局長からその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

第３章　資金の管理

（資金の管理）

第５条　県協議会は、緊急対策に係る交付金の交付については、実施要綱第４の規定に基づき、他対策等と区分管理し、県協議会が定めた「長期生産調整実施交付金支払勘定」及び「非主食用米低コスト生産交付金支払勘定」から行わなければならず、当該勘定の資金を当該交付金の交付以外の使途に使用してはならない。

２　県協議会は、前項の資金を愛知県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。

３　県協議会長は、緊急対策を終了した場合において、「長期生産調整実施交付金支払勘定」及び「非主食用米低コスト生産交付金支払勘定」の資金になお残余があるとき（前条による返納があった場合を含む。）は、資金の残余をその果実とともに国に返納するものとし、その具体的取扱いについては東海農政局長の指示を受けるものとする。

第４章　報　　告

（実施状況報告及び資金管理状況報告）

第６条　地域協議会長は、緊急対策の契約期間中、実施要綱第５の規定に基づき、実施要綱別紙様式第２号により契約の履行状況を確認後速やかに県協議会長に報告するものとする。

２　県協議会長は、実施要綱第５の規定に基づき、前項の実施状況報告書の内容を確認し、これを実施要綱別紙様式第１号にとりまとめ東海農政局長に提出するものとする。

３　実施要綱第３の１の（２）の契約書により緊急一時金を交付された農業者は、別紙様式第５号により、毎年度末までに地域協議会長へ実施の状況について報告するものとする。

４　県協議会長は、前条に基づく緊急対策に係る資金の管理の状況について、最終支出を行った日から１月を経過した日までに、別紙様式第６号により東海農政局長に報告するものとする。

第５章　雑　　則

（帳簿の備付け等）

第７条　地域協議会は、緊急対策に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を交付金を受領した会計年度の翌年度から５年間保存するものとする。

２　県協議会長は、必要に応じて、地域協議会に対し、地域水田農業活性化緊急対策交付金に係る経理内容を調査し、県協議会への交付金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（その他）

第８条　本業務方法書に定めるもののほか、緊急対策に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附　則

この業務方法書は、平成２０年３月１２日から施行する。